

# 定 例 教 育 委 員 会 次 第

令和8年3月27日（金曜日）

10時00分～

## 1 開 会

## 2 前回議事録の承認

## 3 議事（公開）

### 付議第49号議案

令和8年度佐賀県教育施策実施計画について

（教育総務課）

### 付議第50号議案

公益信託に関する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について

（教育総務課）

### 付議第51号議案

教育委員会事務局専決規程の一部改正について

（教育総務課）

### 付議第52号議案

佐賀県教育委員会聴聞規則の一部改正について

（教育総務課）

### 付議第53号議案

佐賀県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について

（教育総務課）

### 付議第54号議案

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部改正について

（教育総務課）

### 付議第55号議案

佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部改正について

（教育総務課）

付議第 56 号議案

教育職員免許状に関する規則を一部改正する規則（案）について

（教職員課）

付議第 57 号議案

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（案）について

（教職員課）

付議第 58 号議案

市町立学校学級編制基準（案）について

（教職員課）

付議第 59 号議案

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則（案）について

（学校教育課）

4 事務局報告（公開）

（1）令和 8 年 2 月定例県議会における主な質問事項について

（教育総務課）

（2）第 80 回国民スポーツ大会冬季大会の結果について

（保健体育課）

（3）次回定例教育委員会について

令和 8 年 4 月 28 日（火）10 時 00 分～

（教育総務課）

5 議事（非公開）

付議第 60 号議案

佐賀県教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画について

（教職員課）

付議第 61 号議案

いじめ問題対策委員会からの調査報告書（答申）を踏まえた教育委員会の対応について

（生徒支援室）

付議第 62 号議案

いじめの重大事態の調査報告書を踏まえた教育委員会の対応について

(生徒支援室)

6 事務局報告（非公開）

(1) 令和 8 年度スーパーティーチャーの認証について（人事）

(教職員課)

(2) 教職員人事異動の概要について

(教職員課)

(3) 令和 8 年度佐賀県立中学校入学予定者数について

(学校教育課)

7 閉会



## 臨時教育委員会議事録（案）

- 1 期 日 令和8年3月6日（金曜日）
- 2 場 所 教育委員会室
- 3 参集者 甲斐教育長、加藤委員、飯盛（清）委員、飯盛（裕）委員、横田副教育長、野口教職員課長 ほか

4 会議次第 別紙のとおり

5 会議の経過

(1) 開 会 14時30分

(2) 前回議事録の承認

このことについて、甲斐教育長は会議に諮り、委員会は承認した。

(3) 議事

**【付第46号議案】**

令和8年度小・中・義務教育学校教職員（管理職）異動について

このことについて、議案書により横田副教育長が説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

**【付第47号議案】**

令和8年度県立学校教職員（管理職）異動について

このことについて、議案書により横田副教育長が説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

**【付第48号議案】**

教育委員会事務局等職員の人事について

このことについて、議案書により野口教職員課長が説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

(6) 閉 会 15時00分



# 令和8年3月定例教育委員会資料

(令和8年3月27日)

# 議 事 【公 開】

佐賀県教育委員会



## 付第49号議案

令和8年度佐賀県教育施策実施計画について

このことについて、別紙のとおり策定する。



令和 8 年度  
佐賀県教育施策実施計画  
(案)

令和 8 年 3 月  
佐賀県教育委員会



# I 志と誇りを高める教育の推進

## 目指す未来の姿

子どもが高い志と佐賀への誇りを持って、未来の佐賀や世界で活躍する姿を思い描きながら、失敗を恐れずに挑戦し続け、主体性と自信をもって生き生きとたくましく活動している。

## 取組方針・内容

① 子どもと向き合うときの基本姿勢として「ほめるから、はじめる。はじまる。」を合言葉に、子どもの夢ややりたいことを応援することで、高みを目指して頑張る姿勢を後押しして、一人一人の子どものよさや可能性を最大限に伸ばし、志と誇り、優しさを持った「骨太な子ども」を育てていきます。

### 「認めて、ほめる」教育活動の推進

- ・ 学校・家庭・地域が一体となって、子どもの主体的な考えや挑戦を尊重して子どもと肯定的に向き合い、「認めて、ほめる」教育を行うことで、子どもの自己肯定感や自己有用感を高めます。

② 県内外からの志願者を増加させ、学校の活性化を図るとともに、次世代を担う人材の育成・輩出を目指す唯一無二の誇り高き学校づくりを推進します。

### 唯一無二の誇り高き学校づくりの推進

- ・ 県立高校と地域等の協働により、特色ある教育活動を展開することで、生徒の資質・能力を育み、次世代を担う人材の育成・輩出を目指します。
- ・ 「高校進学説明会」の開催や「地域みらい留学」を通じた生徒の全国募集、県立高校の普通科改革などの取組により、県内外からの志願者の増加を図ります。
- ・ 全国から入学する生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、住まいなどの生活環境を充実させます。

③ 子どもが自己有用感を持って主体的に学び、活動することを促します。

### コミュニティ・スクールを活用した特色ある学校づくり

- ・ コミュニティ・スクールの趣旨や目的の理解を深めるとともに、コミュニティ・スクール導入による教育的な効果を普及啓発していきます。

### 探究学習の充実

- ・ 県全体を学びのフィールドとして、地域や企業、関係機関等と連携し、自ら課題を発見し解決に取り組む探究学習の充実を図ることで、自ら考え行動できる生徒を育成します。

④ ふるさと佐賀への誇りや愛着を持ち、佐賀のよさを語るができる子どもを育てます。

### さがを誇りに思う教育の推進

- ・ 小学校においては、市町教育委員会等が作成した郷土学習資料等を、中学校・高校では、県の郷土学習資料等を用いた学習活動を行うことにより、郷土を愛する心を育む教育が進むよう取り組みます。
- ・ 佐賀に関する講演会（高校）や、郷土学習の成果を発表する場（小・中・高校生）など、体験活動を通して郷土への理解と誇りを高める機会を設けます。

- ⑤ 子どもが社会的・職業的自立に向け、自らの生き方について考え、希望する進路を実現できる体制を整えます。

### さんフェア SAGA2026（令和8年度全国産業教育フェア）開催への対応

- ・ 令和8年度に佐賀県で開催予定の「さんフェア SAGA2026」に向け、県内高校生の、大会への主体的な参画及び各種競技会大会での上位入賞を目指して競技力向上を図ります。

### 地域産業を担う人材の育成

- ・ 県立専門学科高校等での産業教育を通して、地域産業を担う人材を育成するため、県内事業所と学校との連絡調整や関係づくりを進めます。

### 社会情勢の変化に対応した人材の育成

- ・ 県内工業系高校で、デジタル化に対応した教育内容であるロボット技術について、教員の指導力向上及び生徒の技術習得に重点的に取り組み、新しいニーズに対応した産業人材の育成を目指します。

- ⑥ 様々な文化を理解し、歴史を見つめ直す機会となった「2019さが総文」を契機に、新しい文化を創造できるような、創造力を持った子どもを育てます。

### 文化芸術活動の活性化

- ・ 生徒の部活動の選択肢や全国レベルの文化芸術に触れる機会を確保します。

## Ⅱ 自分らしく学べる「さがん学び」の推進

### 目指す未来の姿

子どもが、県内の様々な学びのフィールドで、多様な人々と協働しながら、創造力や構想力を持って主体的に学んでいる。

### 取組方針・内容

#### ① 自分に自信を持ち、夢や目標を実現しようとする子どもを育てます。

##### 「個に応じた指導」と「多様な人々との協働的な学び」の充実

- 子ども一人一人に応じた学習活動・課題に取り組む機会を設定し、子ども自身の学習が最適となるよう授業の改善・充実に努めます。また、多様な人々と連携した探究的な学習や体験活動を行います。

##### 少人数学級等の推進

- 少人数学級を基本とし、きめ細かな指導で児童生徒一人一人の成長をサポートします。令和8年度は、国に先駆けて中学2年生に少人数学級を導入します。

##### 小学校教科担任制の推進

- 小学校中高学年において義務教育9年間を見据えた専門性の高い教科指導を行います。

##### ICT活用教育の推進

- 教科別研修等により、教職員のICT活用指導力の向上を図ることで、1人1台端末を活用した授業改善やデジタル技術を活用した教育活動を充実させます。また、各県立学校ごとにICT活用に関する取組目標を設定し、計画と実践、振り返りを経て、取組の改善・充実に努めます。

##### 学校主体の改革を支える伴走支援

- 校長のリーダーシップのもと、教職員一人一人が主体的に考え、行動しながら学校運営に取り組めるよう、コンサルタントの知見を活用しつつ、県及び市町教育委員会による伴走支援体制を構築します。また、保護者等に対して学校改革への理解促進を図り、学校が進める改革を力強く後押しします。

#### ② 子どもの学力向上を図ります。

##### 県調査、全国調査の分析と結果の活用促進

- 県調査及び全国調査を実施し、結果分析を行うことで、一年間の学力向上検証改善サイクルに取り組みます。

##### 学力向上対策の充実

- 4つの取組（主体的・対話的で深い学びを実現する授業の実践、児童生徒の学ぶ力を育む家庭学習の充実、全職員による共通理解と共通実践、授業改善に向けた校内研修等の充実）の強化に向けた支援を行います。

### ③ 授業改善に取り組み、教員の指導力向上を図ります。

#### 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法の改善・充実

- ・ 学習指導要領の理念や趣旨の浸透を図り、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善について理解を深める教育課程研修に取り組みます。

#### 授業改善の推進

- ・ 初等教育及び中等教育（小・中・高）に関する学力向上や教育課程の課題について研究を行う学校を指定し、授業改善と教職員の資質の向上を図る実践研究を行い、その研究成果を県内学校へ公表します。

#### 教員の指導力向上

- ・ 学習指導要領の趣旨と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた研究・研修・学校支援の充実を図ります。

### ④ 家庭学習の時間確保が課題であるため、家庭学習の習慣化を通して、子どもの学ぶ力を育てます。

#### 学校と家庭・地域との連携

- ・ 「「学ぶ力」を育む家庭学習（保護者用資料）」小学校版と中学校版の活用について周知を行い、家庭学習の充実、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。

### ⑤ 学びの連続性を意識した効果的な指導方法を構築します。

#### 校種間連携の推進による効果的指導法の構築

- ・ 幼保・小・中・高の校種間連携の取組を支援し、子どもの発達段階の違いを踏まえた学習指導や生活指導などの在り方の相互理解を促進します。小・中学校においては、義務教育9年間を見通した体系的で連続性のある指導が行われるよう、市町教育委員会及び各学校の取組を支援し、指導方法の工夫・改善に取り組みます。

#### 佐賀大学及び西九州大学との連携による取組

- ・ 佐賀大学及び西九州大学と連携し、各プロジェクトによる具体的な取組を充実させます。

### ⑥ 中高生の海外での挑戦を応援します。また、多様な文化・価値観を理解し、主体的に行動できる子どもを育てるとともに、外国につながる子どもも安心して学べる環境を整えます。

#### 海外からの留学生や学校交流の受入促進

- ・ 海外からの留学生の受入調整や海外の学校と県内の学校とのマッチングなど、海外との交流に関するコーディネートを行い、交流が円滑に行われるよう支援します。また、ホストファミリーのバンク登録者によるホームステイ受入れを推進します。

#### 海外留学、海外研修に対する支援

- ・ 海外への興味・関心を喚起する事業や海外留学・海外研修に対する経済的支援を実施し、中・高校生の海外留学や海外研修を推進します。

#### 体験的な国際理解学習の推進

- ・ 各学校への外国人講師の派遣や体験的な国際理解活動の充実を図ることで、授業で学んだ外国語を実際に活用しながら異文化への理解を深め、グローバルに活躍できる人材の育成を目指します。

## 英語教育の改善充実

- ・ 外部有識者や小・中・高の英語部会会長等で構成された英語学力向上対策検討委員会を通して、言語活動を中心とした授業改善と、中学3年生への英検3級受験料補助を行うモデル事業による英語力向上に向けた取組の検証を行い、英語教育改善及び充実を図ります。

## 外国につながる子どもの実情に応じた指導方法の工夫改善及び支援の充実

- ・ 外国につながる子どもたちが円滑に学校生活を送り、学習に取り組めるように、日本語指導の工夫改善や支援体制の整備を進めていきます。

## Ⅲ 健やかな佐賀の子どもを育む教育の推進

### 目指す未来の姿

子どもが、生涯にわたってたくましく生きるために、自らの健康や体力に関心を持ち、自ら進んで学び、実践する能力を身に付けている。また、自他の生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、感動する心など、豊かな感受性や人を想う優しさを身に付けている。

### 取組方針・内容

#### ① 子どもの健康な体づくりを応援します。

##### 体力向上へ向けた学校の取組の充実

- 各学校が体力向上のための目標を設定し、全国調査等の結果分析により学校の実態を把握することで、課題に応じた体力向上に取り組むことができるよう、実践例の共有等の支援を行います。

##### 学校体育の充実

- 小中学校の体育授業に授業協力者を派遣し、児童・生徒が意欲的に取り組めるよう指導内容の充実や教員の資質向上を図ります。

##### 運動部活動の推進

- 部活動指導員及び外部指導者の派遣等、運動部活動の推進を図ります。

#### ② 自ら率先して望ましい食生活を形成できる子どもを育てます。

##### 安全安心な学校給食の実施

- 給食時間を安全に、かつ、楽しく過ごせるように異物混入、食物アレルギー等に対するリスク管理や緊急対応が適切に行えるよう教職員の資質向上に取り組みます。

##### 食育の充実

- 各学校において、食育を推進するための運営組織の整備と「食に関する指導の全体計画」に基づく取組を進めるとともに、児童生徒が望ましい生活習慣を身に付けるため、学校と家庭・地域が連携して食育を推進し、食育の意義を踏まえた指導を学校全体で充実させます。

#### ③ 自分の健康について、自分で考え行動できる子どもを育てます。

##### 学校保健の推進

- 子どもの基本的な生活習慣を培うとともに、健康管理などにより学校保健活動を推進します。また、体系的な研修を通して、養護教諭としての専門的知識の習得や実践的指導力の向上を図ります。

##### 性に関する指導の推進

- 性に関する指導を学校保健計画に位置付け、学校教育全体を通し、子どもの心と体のバランスに配慮した性に関する指導の取組を推進します。

##### がん教育の推進

- 学校におけるがん教育を推進することで、子どもが、がんについて正しく理解し、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにします。

- ④ 子どものニーズに合ったスポーツや文化・芸術活動に取り組めるように、「SAGA BUKATSU PROJECT」(※)を推進します。

### 持続可能な部活動に向けた改革の推進

- ・ 県教育委員会が主体になり、県の関係部局、県内の関係団体等と連携し、「チーム SAGA BUKATSU」として指導者確保等の諸課題に取り組みます。

### スポーツ活動の活性化

- ・ 合同部活動や拠点方式等、実情に応じた取組を推進し、地域人材やSAGA2024で活躍したアスリートの参画により、適切な指導を受けることができる環境整備を行い、子どもの「競技力をあげたい」「スポーツを楽しみたい」などのニーズに合った活動ができるようにします。

### 文化芸術活動の活性化

- ・ 志をもって部活動に取り組む生徒が増え、県総文祭を核とした佐賀の文化芸術活動の活性化につなげるため、生徒が様々な部活動に挑戦できる機会や全国レベルの文化芸術に触れる機会を確保します。

- ⑤ 社会の中で、様々な人々と互いを尊重しながら生きることや、他者と協働しながらよりよい社会の実現を図ることが求められていることから、豊かな感性や想像力、表現力を持った子どもを育てます。

### 道徳教育の推進

- ・ 道徳教育に係る研究校及び推進校における成果の周知等を通して、各学校における道徳教育推進教師を中心とした指導體制の強化と全体計画に基づく道徳教育の確実な実施を推進し、各学校での教育活動全体を通じた道徳教育の一層の充実を図ります。

### 読書活動の充実

- ・ 朝読書や資料を活用した学習などに利用できる図書の実質や、学校図書館を拠点とした読書活動の実質に向けた取組を推進します。

### 体験活動の推進

- ・ 発達段階に応じた地域間交流や世代間交流、ボランティア活動、自然体験活動、生活体験活動、集団宿泊活動、職場体験活動などの取組を推進します。

### 人権・同和教育の推進

- ・ 教育活動全体を通して、人権問題に関する正しい知識や豊かな人権感覚を身に付けることで、自他の人権を守ろうとする意識、意欲や態度の向上及び行動力を育成します。

### 主権者教育の推進

- ・ 小・中・高等学校において主権者教育を推進し、国家・社会の形成者として求められる子どもの資質・能力を育みます。また、高等学校においては、国の副教材の活用や選挙管理委員会等と連携し、指導の一層の充実を図ります。

※「SAGA BUKATSU PROJECT」とは

佐賀ならではのアイデアで、子どもたちがこれからもスポーツや文化・芸術に触れられる仕組みをみんなで考えるプロジェクトです。

## IV 誰もが安心して学べる「さがすたいるスクール」の推進

### 目指す未来の姿

学びを必要とする誰もが、それぞれの個性や多様な価値観が尊重される場で、安心して学ぶことができている。また、子どもが自分の学校の在り方について議論できる場など、子どもが自由に選択できる環境が整っており、多様な経験を重ねている。

### 取組方針・内容

#### ① 特別な支援が必要な子ども一人一人のニーズに応じた必要な支援を行います。

##### 特別支援学校における特別支援教育の充実

- ・ 特別支援学校の整備など、教室不足に対応した教育環境の改善を図ります。また、自力での通学が困難な子どもの様々な通学支援や就労を目指す生徒の支援を行います。

##### 幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- ・ 特別支援学校のセンター的機能などにより、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、高等学校における教員の専門性の向上や校内支援体制の整備を支援します。

##### インクルーシブ教育システムに対応した特別支援教育の充実

- ・ 市町教育委員会訪問や、学びの場の検討に係る情報提供などにより、インクルーシブ教育システム構築を支援します。

##### 学校における医療的ケア実施体制の強化

- ・ 「医療的ケアアドバイザー」の配置などにより、特別支援学校における医療的ケア実施体制の強化を図ります。

#### ② 県民の『学びたい』というニーズに応えます。

##### 県立夜間中学 彩志学舎中学校の教育環境の充実

- ・ 誰もが義務教育の学び直しの機会が得られるよう、佐賀県立夜間中学「彩志学舎中学校」の教育環境の充実を図ります。

##### 定時制高校・通信制高校の充実へ向けた検討

- ・ 県民の多様なニーズに対応し、一人一人が目標に向かって前向きに挑戦することができるよう、通信制高校や定時制高校の在り方の検討を進めていきます。

#### ③ 子どもの主体性を尊重し、子どもが自分らしく学ぶことができる環境づくりに取り組みます。

##### 校則の見直し

- ・ 子どもが校則（学校のきまりなど）について主体的に議論できる場を設け、子ども、保護者、教職員の合意形成を図りながら、校則の不断の見直しを進めます。

##### 制服を自由に選択できる環境づくり

- ・ 県内全ての子どもが自分らしく安心して学校生活を送ることができるよう、自由に選択できる制服の導入を促進し、一人一人の個性や多様性を尊重する意識の醸成を図ります。

- ④ 不登校については「魅力ある学校づくりと初期対応」「一人一人の状況に応じた支援」を、いじめについては「未然防止」「早期発見・早期対応」「再発防止」を徹底し、誰もが、安心して、学べる学校を目指します。

### 不登校対応の充実

- ・ 県内すべての公立学校の子どもが、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備するとともに、スクールソーシャルワーカーを派遣し、学校だけでは解決困難な課題について、家庭や関係機関等と連携・協力する取組を支援します。また、校内教育支援センターの充実や県教育支援センター「しいの木」における支援及び市町教育支援センターとの連携、訪問支援の実施等、不登校児童生徒の状況に応じた支援を行います。

### いじめ問題対策の充実

- ・ 専任の相談員による電話相談窓口を設置する等、いじめ問題に悩む子どもや保護者が相談しやすい環境を整備し、いじめ防止のための研修会の開催等により教員の意識・対応力向上に努めるとともに、「生徒指導支援員」を配置し、いじめ問題等の未然防止や早期対応を図ります。

### 教育相談体制の充実

- ・ 各学校の管理職、教育相談コーディネーター、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係者が一体となり、児童生徒の悩みに組織的に対応する「チーム学校」としての体制を整えることで、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

- ⑤ 生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるような子どもを育てます。

### 安全教育の推進

- ・ 避難訓練を含む様々な安全教育を学校安全計画に位置付け、学校教育活動全体を通じ、緊急時を想定した危機回避能力を身に付ける学校安全に関する教育を推進します。また、学校安全計画の検証・改善に努めます。

#### ※「さがすたいるスクール」について

佐賀県では、お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など、みんなが自然に支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広めています。

学校においても「さがすたいる」のコンセプトを取り入れ、誰もが、それぞれの個性や多様な価値観が尊重され、安心して学ぶことができる学校づくり「さがすたいるスクール」の取組を進めています。



## V 教育DXの推進と学びを支える環境づくり

### 目指す未来の姿

教育DXによる大胆なデジタル化が浸透し、優秀な教職員が確保・育成されるとともに、安全・安心で質の高い学習環境が確保されるなど、子どもの学びを支える環境が整備されている。このことを通じて「誰もがいつでもどこでも 誰とでも 自分らしく学ぶことができる 子どもの主体的な学び」が実現し、創造力や構想力に富む、佐賀の未来を担う多様な人材が育っている。

### 取組方針・内容

① Society5.0時代の到来を見据え、多様で幅広い視点で課題解決に向かう力を持った子どもを育てます。

#### ICT活用教育の推進

- ・ 教科別研修等により、教職員のICT活用指導力の向上を図ることで、1人1台端末を活用した授業改善やデジタル技術を活用した教育活動を充実させます。

#### DI（デジタルイノベーション）人材の育成

- ・ 産学金官連携で創設したDI SCHOOL「SEIRENKATA」により、高校生が最先端デジタル技術や佐賀の地元学を学ぶことで、将来佐賀で活躍するDI人材の育成を進めます。

#### 教育DXの推進

- ・ 1人1台端末や電子黒板などの機器類のICT活用教育の環境整備を行い、デジタル教材や生成AIを活用することで授業や家庭学習における自分で考え伸びようとする姿勢を応援します。また、県立学校におけるクラウドサービスの活用を推進し、佐賀県全体を学びのフィールドとして、どこでも学べる環境を実現します。

#### 市町におけるGIGAスクール構想の支援

- ・ 全国に先駆けてICT活用教育に取り組んできた県の知見を活かして、市町におけるGIGAスクール構想を積極的に支援し、ICT活用教育総合サイト「SAGA Eコネクト」や佐賀県ICT活用教育推進協議会にて端末活用好事例等の情報交換や端末更新を推進することで、全県規模でICT活用教育を推進します。

#### 情報セキュリティ対策の強化

- ・ 佐賀県学校教育ネットワークセキュリティ対策検討委員会の提言を踏まえて策定した実施計画に基づき、情報セキュリティ対策に取り組みます。

② 働き方改革や教職員が安心して、生き生きと活躍できる職場づくりを推進します。

#### 教職員の負担軽減

- ・ 業務のシステム化やスリム化、好事例の共有などの取組を継続し、「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき各種施策を推進します。また、教員業務支援員をはじめとする各種支援スタッフの配置や教育行政職員による校務運営への参画など、子どもの学びを支える「チーム学校」の体制づくりを一層進めることで、教職員が教職員として本来取り組むべき業務に集中できるよう、課題への速やかな対応や教員の負担軽減を図ります。

#### 教職員の心身の健康管理の充実

- ・ 心身の健康に関する各種研修や各種講習を通して、自らの健康への意識啓発と、健康診断・ストレスチェック結果を踏まえた生活習慣の改善やストレスへの対処などのセルフケア能力の向上を促します。また、労働安全衛生管理体制の整備・充実を図り、相談や情報交換が気軽に行える職場づくりを支援するなど、教職員が健康で生き生きと活躍できる環境を整えていきます。

## 教職員が安心して働ける環境づくり

- ・ 教育事務所による学校訪問や、悩み相談ステーションの活用により、経験豊富な先輩教員に気軽に悩みを相談できる体制を整えます。また若手教員で集まり、相談できる場を設けることで、若手教員同士が同じ目線で悩みを共有できる機会を創出します。
- ・ 様々な教育課題に対し、教職員が一人で抱え込まず、関係機関との連携等、組織的に対応する体制づくりに努めます。

## ③ 学校における人的教育環境を充実させます。

### 教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実

- ・ 教員採用試験の改善・充実により、教員に必要な資質や能力を持つ多様な人材を幅広く求め、教育現場の課題に適切に対応できる教員の確保を図ります。

### 教職の魅力発信

- ・ 教員採用試験の説明会や教員を目指す高校生向けのプログラムなどの場で、教職の魅力を発信します。また、「さが」の魅力とともに「佐賀で先生になること」の魅力を発信するWebサイトやSNSを効果的に運用し、採用選考試験受験者の確保に努めます。
- ・ 大学生教職体験プログラム事業を実施し、県内や隣県の大学生（主に大学1年生）が県内の学校現場で、教員や生徒との交流、教育活動の体験の機会を創出することで、早期から「佐賀で教員になりたい」という気持ちを持った学生が増えるよう、魅力発信に努めます。

### 教職員の養成・育成

- ・ 県内大学と連携し、養成課程の評価・改善に取り組み、教育現場の現実的な課題を踏まえた養成課程が実現されるよう努めます。その他、県の教員育成指標及び教員研修計画に基づく、教職員のキャリアステージに応じた研修、民間企業等への派遣研修及び体験研修等を通して、資質向上を図ります。また、県内の教育現場において、様々な教育活動に大学生が携わる「学校支援活動」等を推進します。

### 教職員の服務規律の徹底

- ・ 管理職が所属教職員に対して毎月行う服務指導「ゼロの日」の取組、教職員への研修などを通じて、職責の重要性の自覚と服務規律の保持に努めます。不祥事等の発生防止に向け、教職員一人一人の意識への働きかけや各種研修の内容の充実を図ります。

## ④ 学校の活性化や人材の育成及び意欲や専門性に富んだ人材の活用を図ります。

### 教職員人事評価制度の活用

- ・ 「教職員人事評価制度」においては、教職員に求められる資質・能力、学習指導、生徒指導、学校経営などの力を整理し、業績と能力の両面からの評価及び評価者からのフィードバックを通して、職務遂行能力の向上を促します。また、適正な評価が行われるように、評価者を対象とした研修を実施します。指導不適切教員等に対しては、研修の一層の充実を図るとともに、人事上の措置についても適切に対処します。

### 意欲や専門性に富んだ人材の活用

- ・ 各学校の特色ある教育活動の実現・推進を人事配置面から支援し、個々の教員の熱意や創意工夫を教育課題の解決に役立てます。また、意欲や創造性を持った教員や、一定の専門性を備えた教員などの情報を集約し、これらの教員を核とした地域や学校での課題解決力の向上を図ります。

## ⑤ 子どもが安心して学べるよう、安心安全な学びの場を提供します。

### 学校施設の整備推進

- ・ 学校施設の特性に応じた長期保全計画（個別施設計画）に基づき計画的に施設の改築及び保全工事を実施することで、県立学校施設の老朽化対策を行うとともに、教育環境の充実を図るため必要な施設の整備を行います。また、市町立学校でも、老朽化対策などによる施設環境の改善が計画的に実施されるよう、国庫補助事業の活用に当たっては文書通知による情報提供だけでなく、ヒアリングや現地確認の機会も捉えて施設の現状を踏まえた助言をするなどの働きかけを行います。
- ・ 熱中症対策として、全ての県立学校体育館へ大型スポットクーラーを導入、体育館の稼働率が高い3校で空調設備の導入に向け設計を行います。また、高等学校の普通教室棟のトイレ洋式化に重点的に取り組みます。

### 学校の危機管理体制の確立・強化

- ・ 「教育現場における安全管理の手引き」を絶えず検証し、見直しを行います。

## ⑥ 子どもの「学校で学びたい」という姿勢を応援します。

### 修学支援の充実

- ・ 県立高校に在学する生徒に対し就学支援金を支給、高校生等がいる住民税所得割が非課税世帯等に対し奨学給付金を支給することで、県立高校における授業料等の経済的負担の軽減を図ります。また、経済的理由により修学が困難な高校生に対し、要件を満たす希望者全員に育英資金を貸与します。

(巻末資料)令和8年度 主な事業一覧

(単位:千円)

施策体系・主な事業名	事業内容	予算額	課・室名
I 志と誇りを高める教育の推進			
1 SAGA唯一無二の学校魅力化促進事業費	県立高校の魅力や強みを磨き上げ、県内外からの志願者を増加させ、学校の活性化を図るとともに、次世代を担う人材を育成・輩出することを目指す。 ・指定校(9校)に対する伴走支援 ・生徒の県外募集(県境対策)の促進 ・生徒の全国募集(地域みらい留学)の促進 ・カリキュラムの磨き上げによる新しい教育内容の実現 ・学校魅力化コーディネーターの配置(9校のうち3校) 等	38,005	教育振興課
2 SAGAハイスクールプロモーション事業費	県内高校の特色や魅力について積極的かつ効果的に情報発信することにより、県内外からの進学を促進し、唯一無二の誇り高き学校づくりを推進する。 ・高校進学説明会、県外向けRRの実施 ・「地域みらい留学」への参画(有田工業高校、唐津青翔高校、牛津高校) ・有田町が行う全国募集で入学した生徒への生活支援に対する補助 ・ハウスマスターの配置 等	31,276	教育振興課
3 県立高校普通科改革推進事業費	県立高校普通科において、学科等の見直しを推進することにより、高校の特色化や魅力化の促進を図るとともに、社会のニーズや生徒の興味・関心等を踏まえた教育の実現を図る。 ・県立高校普通科の学科、コースやカリキュラムの見直し ・教職員研修の実施 ・学科、カリキュラム等の見直しに係る情報発信	8,481	教育振興課
4 <主要事項> 唐津青翔高校学科改編推進事業費	多様な生徒が唐津青翔高校に入学し、「未来」・「世界」・「地域」とつながりながら学び合うことにより、骨太でたくましい人材を育成するとともに、県外等からの入学者増により唐津青翔高校の活性化を図る。 ・eスポーツ講座に係る教材制作等 ・eスポーツ講座の授業実施	20,919	教育振興課
5 唐津青翔高校TSUNAGARUプロジェクト事業費	多様な生徒が唐津青翔高校に入学し、「未来」・「世界」・「地域」とつながりながら学び合うことにより、骨太でたくましい人材を育成するとともに、県外等からの入学者増により唐津青翔高校の活性化を図る。 ・交流拠点(寮)の整備	213,829	教育総務課 教育振興課
6 唐津地区における生徒の生活環境整備事業費	唐津市内に高校生を対象とした寄宿舎「深青寮」(西唐津職員宿舎を活用)を整備し、県内外から県内高校への進学を促進する。 ・令和8年4月から寄宿舎として本格稼働(食堂開設・運営、舎監の配置) ・居室の改修工事(一部) 等	46,415	教育総務課 教育振興課
7 クロストレーニングモデル事業費	令和6年度に「スポーツ科」が新設された佐賀東高校において、クロストレーニングを行い、選手・チームのレベルアップ及び生徒のスポーツへの興味関心を高め、多角的にスポーツを視ることが出来る人材を育成する。	1,070	保健体育課
8 キャリア教育支援事業費	生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達を促す。 ・各学校におけるキャリア教育に係る活動の充実 ・学年別、志望校別合同学習会、学科ごとの学習会の開催 ・科学の甲子園などを通じた科学的思考力の育成 等	18,888	学校教育課
9 <主要事項> 佐賀らしい探究学習推進事業費	佐賀県全体を学びのフィールドとして、地域や企業、関係機関等と連携し、自ら課題を発見し解決に取り組む探究学習の充実を図ることで、自ら考え行動できる生徒を育成する。 ・外部機関の講師招聘 ・探究学習支援員を2名配置し、探究学習の地域連携、学校間連携等の強化 ・探究学習に関わる教員に対するコーチング研修等の実施 ・生徒に対するスキルアップ合宿の実施 等	14,934	学校教育課
10 大学受験力及び学力向上支援事業費	高等学校において、令和4年度から年次進行で段階的に適用されている新学習指導要領(令和6年度に全学年適用)に対応し、各学校が実施する教員の指導力の向上や学校の組織的指導体制の充実を図るための取組等を支援する。 ・教員研修支援 ・スーパーティーチャー等による若手教員の指導力向上研修 ・教育課程研究支援	3,726	学校教育課

(巻末資料)令和8年度 主な事業一覧

(単位:千円)

施策体系・主な事業名	事業内容	予算額	課・室名
11 未来SAGAキャリアサポート推進事業費	<p>県立専門学科高校での産業教育を通して、地域産業を担う人材を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内就職を支援する支援員の県立専門学科高校等への配置(8人)</li> <li>・体験型合同企業説明会の実施 等</li> </ul>	35,151	学校教育課
12 <主要事項> SAGAマイスターハイスクールプロジェクト推進費	<p>県内の高校生の高い技術・技能習得を目指し、新しいニーズに対応した産業人材の育成および産業教育の振興を図る。 また生徒の技術レベルの維持および更なる向上を図るため、教員の技術習得・指導力向上にも取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国産業教育フェア佐賀大会の開催に向けた準備および大会運営</li> <li>・県内高校の競技力向上に係る取組の支援(アドバイザー招聘、合同練習会の開催等)</li> </ul>	82,415	学校教育課
13 さがを誇りに思う教育推進事業費	<p>佐賀県のよさを知り、佐賀県の歴史・文化・自然などに対し誇りと自信を持つ生徒を育む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土学習資料『佐賀語り』『佐賀巡り』の配布</li> <li>・ふるさと学習コンクールや県立高校における講演会の開催</li> </ul>	4,552	学校教育課
II 自分らしく学べる「さがん学び」の推進			
14 全国学力・学習状況調査を活用した学力向上対策事業費	<p>全国学力・学習状況調査及び佐賀県小・中学校学習状況調査を活用した検証改善サイクルを徹底し、調査結果の検証等に基づいた学力向上対策の改善・充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力向上に向けた組織マネジメント力、検証改善サイクルや家庭学習の質的改善(研修会の実施、好事例紹介等)</li> <li>・調査結果の分析 等</li> </ul>	3,176	学校教育課
15 学びのSAGAアクティブ推進事業費	<p>佐賀県小・中学校学習状況調査により、児童生徒の学習状況の把握・分析を行い、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査問題に係る業務(作成・採点・データ入力・分析等)委託</li> </ul>	17,991	学校教育課
16 家庭・地域の教育力向上推進事業費	<p>子供たちの学習習慣確立に向け、学校現場と家庭・地域が連携した取組の一層の充実を図り、県全体で学力向上に向けた機運の醸成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力向上フォーラムの開催</li> <li>・PTA関連の研修会への講師派遣</li> <li>・家庭学習の手引き(保護者用リーフレット)の活用促進 等</li> </ul>	622	学校教育課
17 中学生の英語力向上事業費	<p>県内公立中学校において、令和9年度までに英検3級(CEFR A1レベル)以上の英語力を有する生徒の割合が60%に達するよう授業改善や家庭学習の充実に取り組む中、英検の全員受験(全額補助)を試行することで、生徒のポテンシャルを引き出すとともに、受験機会の拡充が及ぼす効果等を測定し、今後の英語力向上対策に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の市町立中学校に在籍する3年生を対象としたモデル事業 ※唐津市、嬉野市、基山町で実施</li> </ul>	7,167	学校教育課
18 放課後等補充学習支援事業費	<p>授業による指導だけでは学習内容の定着が図れていない生徒のため、放課後等に補充学習を実施する市町への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部人材を活用した放課後や長期休業中の補充学習の実施に対する支援(市町立中学校61校を予定)</li> </ul>	12,810	学校教育課
19 中学校2・3年生における少人数学級の実現	<p>令和6年度に小学校全学年において少人数学級を実現した。 また、令和7年度には国に先駆けて中学校1年生に少人数学級を導入するとともに、平成22年度から県独自に実施してきた中学校1年生への選択制を中学校2年生に導入した。 令和8年度は、対象学年を1学年ずつ引き上げ、引き続ききめ細かな教育環境を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校2年生に少人数学級を導入</li> <li>・中学校3年生に選択制(少人数学級又はティームティーチングのいずれかを学校の判断で選択するもの)を導入</li> </ul>	350,166	教職員課
20 <主要事項> これからの学校プロジェクト事業費	<p>学校現場の当たり前を見直し、教職員が主体的に考え学校運営ができるよう、コンサルタント等による伴走支援体制を構築することで、学校の改革を後押しする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校改革アドバイザーによる講演会開催</li> <li>・コンサルタントによる学校改革への伴走支援</li> <li>・県・市町教育委員会職員への伴走ファシリテーター養成</li> <li>・保護者等へ学校改革の理解啓発</li> </ul>	8,207	教職員課

## (巻末資料)令和8年度 主な事業一覧

(単位:千円)

施策体系・主な事業名	事業内容	予算額	課・室名
21 グローバル社会で生きぬくSAGA人材づくり事業費	グローバル化が進む中、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力や多様な人々との共生を可能とする資質・能力を備えたグローバル人材を育成する。 ・海外留学や海外研修への支援 ・体験的国際理解活動の推進 ・留学生受入促進 等	55,528	教育振興課
22 帰国・外国人児童生徒教育の推進支援事業費	帰国・外国人児童生徒等が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるよう、当該児童生徒等の実情に応じた指導方法の工夫改善及び支援体制について、研究を行い、成果の普及を図る。 ・指導・支援方法の研究及び市町への補助 ・連絡協議会や研修会の開催 等	11,452	教育振興課
<b>Ⅲ 健やかな佐賀の子どもを育む教育の推進</b>			
23 <主要事項> SAGA BUKATSU PROJECT 推進事業費	新たな部活動のスタイル「SAGA BUKATSU PROJECT」の体制を整備し、SSP構想の推進と文化芸術の振興を図る。 ・部活サポーターの派遣 ・指導者の発掘、配置後の指導者への指導や相談などの支援 ・スペシャルサポーターの派遣 ・SAGA BUKATSU PROJECTの理念等の普及 ・地域展開・地域クラブ活動の推進 (市町の体制整備支援、平日の部活動の地域展開に係る実証等) ・アスリートアドバイザーの配置 等	130,114	保健体育課
24 運動部活動外部指導者派遣事業費	専門的な知識・技術を有する運動部活動外部指導者を県内の高等学校に派遣し、運動部活動の充実を図る。	1,565	保健体育課
25 部活動指導員活用事業費	公立中学校に部活動指導員を配置し、効果的に活用することにより、部活動に従事する教員の負担軽減を図るとともに、生徒のニーズに応じた技術サポートを行う。	14,973	保健体育課
26 子どもの体力向上推進事業費	子どもの体力向上を図るため、各種体力調査の結果をもとに各学校において改善に役立つ具体的方策を提案し支援する。 ・スポーツチャレンジの推進 ・体力向上優良校等の表彰 等	1,497	保健体育課
27 学校体育スポーツ推進事業費	小・中学校の体育学習に対し、専門的な技術を有する外部指導者等の積極的な活用を支援する。 ・学校体育指導者講習会の開催 ・研究実践校等における研究 等	2,440	保健体育課
28 人権・同和教育充実事業費	各学校の教職員が人権認識を深め、豊かな人権感覚を身に付けるための研修会を開催するとともに、最新の研究に基づいた研修資料や教材を作成・提供することを通して、児童生徒に豊かな人権の学びを届ける。	1,279	人権・同和教育室
29 社会人権・同和教育充実事業費	社会人権・同和教育の推進・充実を図るため、市町における指導者の養成及び資質の向上をねらいとし、研修会等を開催する。	5,180	人権・同和教育室
<b>Ⅳ 誰もが安心して学べる「さがすたいるスクール」の推進</b>			
30 特別支援学校整備事業費(鳥栖特別支援学校)	障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育、地域のセンター的機能など鳥栖・基山地区の特別支援教育の更なる充実を図るため、令和6年3月末で閉校した県立九千部学園の敷地・建物を有効活用し、鳥栖市及び基山町の知的障害を有する小・中・高校生を受け入れる鳥栖特別支援学校(令和8年4月開校)を整備する。(鳥栖田代分校の全部及び中原特別支援学校本校の一部を集約する。)  【R8年度】 ・学校施設整備に伴う周辺家屋に対する事後家屋調査及び補償	21,100	教育総務課 特別支援教育室

(巻末資料)令和8年度 主な事業一覧

(単位:千円)

施策体系・主な事業名	事業内容	予算額	課・室名
31 特別支援学校整備事業費(中原特別支援学校)	児童生徒数の増加が著しい中原特別支援学校において、教室棟を整備することにより、特別支援教育環境の充実を図る。 【R8年度】 ・西教室棟(R4年度竣工)の維持管理 ・鳥栖田代分校跡(鳥栖市立田代小学校内)原状復旧	113,031	教育総務課 特別支援教育室
32 特別支援学校整備事業費(金立特別支援学校、大和特別支援学校)	児童生徒数が増加している特別支援学校において、教育環境の改善を図るため、敷地内の安全対策及び教室不足改善のための施設整備を行う。 【R8年度】 ・金立特別支援学校:駐車場の整備、東側送迎乗降場設置、教室棟の維持管理 ・大和特別支援学校:仮校舎の賃貸借	202,162	教育総務課 特別支援教育室
33 県立特別支援学校におけるスクールバス運行事業費	自力での通学が困難な県立特別支援学校の児童生徒等の通学を支援するとともに、保護者等の通学に係る負担軽減を図るため、スクールバスを運行する。 ・スクールバス運行に係る委託(7コース)	120,334	特別支援教育室
34 特別支援教育推進事業費	障害のある児童生徒等の自立と社会参加を一層推進していくために、特別支援学校、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の推進を図る。 ・学校生活支援(巡回相談員の派遣、専門家チームの派遣) ・職業自立推進(企業等における就業体験の実施、就労支援コーディネーターの配置)等	17,076	特別支援教育室
35 特別支援学校における医療的ケア支援事業費	学校に医療的ケア看護職員、教育委員会事務局に医療的ケアアドバイザーを配置することにより、特別支援学校内における医療的ケアの支援体制を強化し、児童生徒の学習機会の安定を図る。	163,796	特別支援教育室
36 不登校対策総合推進事業費	不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けて、個々の状況に応じた効果的な段階的支援の充実を図る。 ・スクールソーシャルワーカーの派遣 ・別室に常駐する学校生活支援員を配置する市町への補助 ・不登校児童生徒へのカウンセリング等のアウトリーチ型支援を行う支援員の派遣 ・教育支援センター「しいの木」に不登校対応コーディネーターの配置 ・教育支援センターに不登校対応コーディネーターを配置する市町への補助 ・チーム学校として生徒指導上の課題解決に取り組むため、全ての県立高等学校に教育相談コーディネーターを配置 等	178,393	生徒支援室
37 スクールカウンセラー等配置事業費	学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置する。 また、県立高校に在籍する障害のある生徒の学校生活に必要な活動を支援するため、生活介助支援員等を配置する。	162,399	学校教育課 生徒支援室
38 いじめ対策等外部人材活用事業費	いじめ問題等、生徒指導上の諸課題の早期解決に向けた取組強化のため、専門的見地から教職員への助言や児童生徒への指導を行うなど、学校内外で生徒指導の支援ができる人材「生徒指導支援員」を配置する。	12,207	生徒支援室
39 スクールロイヤー活用事業費	専門知識を有する弁護士(スクールロイヤー)から指導・助言を受けることで、教職員の負担軽減と安定した学校運営を図り、ひいては生徒の最善の利益を守る。 ・学校教育に係る案件に対する法的な助言 ・法的側面からのいじめ予防等に係る生徒向けの出前講座及び教職員向け研修	737	生徒支援室
<b>V 教育DXの推進と学びを支える環境づくり</b>			
40 次期教育情報システム整備事業費	令和8年度末で利用期限となる教育情報システムの更新を行い、子どもの主体的な学びと教職員の働き方改革を実現する教育環境を整備する。 ・教育情報システム等の更新に係る詳細設計・開発・移行等	1,320,968	教育DX推進 グループ

## (巻末資料)令和8年度 主な事業一覧

(単位:千円)

施策体系・主な事業名	事業内容	予算額	課・室名
41 教育情報システム運用事業費	教育情報システムの運用を行い、情報セキュリティの強化、学校現場の利便性の向上、教職員の負担軽減を図る。 ・システム運用保守 等	406,861	教育DX推進グループ
42 公立学校教職員マネジメントシステム最適化事業費	佐賀県の公立学校教職員が、自治体や学校によらない県内で統一された労務・人事に係る事務処理を行うことができる環境を実現するシステムを整備する。 ・次期教職員マネジメントシステム詳細設計・開発等	853,561	教育DX推進グループ
43 SAGA教育DXスタートアップ事業費	教育DXの実現に向けた試行・検証事業として、指定校を定めて、学習活動と校務事務のデジタル化を進める。 ・デジタル採点支援システムの推進 ・特別支援学校における生成AI活用検証 ・テレワークシステムの実証 ・学習データのクラウド化および授業支援ソフトのクラウド化の推進 ・実証事業の展開及び普及促進	40,065	教育DX推進グループ
44 オンライン教育環境整備事業費	オンラインによる授業や面談など、教育活動をオンラインで実施するための環境を整備する。 ・授業等をオンラインで配信するための支援員の配置 ・オンライン配信を行うための著作権処理補償金 ・自宅に通信環境がない児童生徒及び職員にUSB接続型携帯端末を貸与	17,682	教育DX推進グループ
45 教育活動オンライン交流・情報発信推進事業費	オンラインを活用した学校行事等の映像配信、県外・海外等との交流を通じた教育活動を継続し、県立学校の情報発信とグローバル化に対応した教育活動の充実を図る。 ・映像配信用アカウントの保守・運用(YouTube) ・県外・海外との交流及びオンライン研修用アカウントの保守・運用(Zoomアカウント)	2,677	教育DX推進グループ
46 小・中・高を通じた英語教育強化事業費	小・中・高を通じて使用可能な英語学習デジタル教材で、児童生徒の英語力の測定及び個別最適な学びを可能とする。 ・デジタル教材サイトの運用保守	4,105	教育DX推進グループ
47 GIGAスクール構想支援事業費	県内20市町におけるGIGAスクール構想の本格実施を受け、各市町立学校におけるICT活用教育の推進を支援する。 ・指定校での研究(研究指定校3校) ・モデル授業公開、研修会の実施 ・訪問支援	1,202	教育DX推進グループ
48 Eコネクト事業費	GIGAスクール構想でICT活用が進められているところ、ICT活用教育のサイト「SAGA Eコネクト」を活用し、教員のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供したり、情報交換の場を設けたりすることで、教員の資質向上を図る。 ・ICT活用教育総合サイト「Eコネクト」の運用保守 ・授業動画作成	3,786	教育DX推進グループ
49 学習用PC整備関連事業費	県立高校の生徒用学習用PCの整備、必要なライセンス等の調達、ヘルプデスク業務委託を通じた学校におけるICT活用教育支援等を実施する。 ・県立高校学習用PCリース及び修繕、マイクロソフトライセンスの調達 ・特別支援学校用PCリース ・コールセンター及び現地員による障害受付等への対応のためのヘルプデスク業務委託	328,393	教育DX推進グループ
50 ICT活用教育関連整備事業費	教育の情報化(ICT活用教育)の推進により、児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実と教育の質の向上を図る。 ・県立学校(中学校、高等学校、特別支援学校)の電子黒板(液晶型)リース ・県立中学校、県立高校指導者用、予備機等のPCリース、及び機器修繕費 等	116,816	教育DX推進グループ

## (巻末資料)令和8年度 主な事業一覧

(単位:千円)

施策体系・主な事業名	事業内容	予算額	課・室名
51 公立学校情報機器整備事業費	<p>国策であるGIGAスクール構想の第2期を見据え、各市町で整備された「1人1台端末」の更新を行い、より一層の活用を促進し、個別最適な学びを実現する取組を加速させるため、必要な整備及び費用の補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町の1人1台端末更新に係る補助</li> <li>・入出力支援装置整備及び市町への補助</li> </ul>	2,126,141	教育DX推進グループ
52 SAGAハイスクールDI人材育成事業費	<p>地元企業・大学・高等専門学校が連携し、高校生に最先端のデジタル技術を学べる場を提供することにより、デジタル技術を活用した新たな価値を創造する人材の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「SAGA DI Lab」を設置し、最先端のデジタル技術を学べる場の提供</li> <li>・DI人材プログラムの開発</li> <li>・佐賀県DI選手権の開催 等</li> </ul>	52,899	教育DX推進グループ
53 メタバースを活用した新しい時代の高等学校教育事業費	<p>県立高校において、不登校経験など多様な背景を持つ生徒に対し、個々のニーズや困り感に応じたメタバース等を活用した授業やカリキュラムの創出を行い、個別最適な学びの保障を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対面とメタバース等によるハイブリッド授業やカリキュラムの研究</li> <li>・家庭におけるオンラインコンテンツを利用した学習支援・評価の研究</li> </ul>	4,000	教育DX推進グループ
54 高等学校DX加速化推進事業費	<p>高校段階において、デジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立高校に対する、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化するための必要な環境整備支援</li> </ul>	23,001	学校教育課
55 教員業務支援員配置事業費補助	<p>県内の市町立学校、県立中学校及び特別支援学校において、地域の人材を教員業務支援員(旧称スクール・サポート・スタッフ)として配置し、教員の専門性を必要としない業務に従事することで、教員の負担軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町教育委員会への補助</li> <li>・県立中学校、特別支援学校への配置</li> </ul>	68,782	教職員課
56 大学生教職体験プログラム事業費	<p>大学生に教員の業務体験をしてもらい、教員や生徒、同じ志を持つ学生と関わることで、「佐賀県で教員になりたい」という思いを持つ大学生を増やし、教員人材確保の一つの手段とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学1年生及び大学3年生チャレンジ受験合格者を対象とした、体験プログラムの実施</li> <li>・参加学生同士や先輩教員との意見交換の実施</li> <li>・参加した学生の活動動画の作成、SNS等を活用した教員の魅力発信</li> </ul>	2,071	教職員課
57 校舎等施設整備費(中学、高校、特別支援)	<p>県立の中学校、高等学校及び特別支援学校施設の改修等を行い、環境改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校：特別教室空調設備設置設計</li> <li>・高等学校：特別教室空調設備設置工事 等</li> <li>・特別支援学校：非常用自家発電機更新工事 等</li> </ul> <p>※2月補正にて要求分を含む(357,167千円(繰越明許費))</p>	503,513	教育総務課
58 長期保全整備事業費(中学、高校、特別支援)	<p>「佐賀県立学校施設長寿命化計画」(H31年3月策定)に基づき、学校施設の計画的な保全工事等を行い、施設の長寿命化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【建築】屋根外壁改修工事 等</li> <li>【電気】照明設備LED化改修工事、電話交換設備更新工事 等</li> <li>【衛生】給排水設備管改修工事</li> </ul> <p>※2月補正にて要求分を含む(30,043千円(繰越明許費)) ※一部継続費を新たに設定(高等学校及び特別支援学校)</p>	1,270,417	教育総務課
59 <主要事項> SCHOOL*COOLプロジェクト事業費 (中学、高校、特別支援)	<p>近年の酷暑を受け、全ての県立学校体育館を対象に熱中症対策を実施することで、児童生徒の学習環境の改善を図る。また、空調設備の効果的な使用について検証するため、体育館稼働率の高い県立学校3校について、体育館に空調設備(据置型)を設置する。</p> <p>【R8年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての県立学校体育館(51棟)：大型スポットクーラー(1棟当たり2台)の設置及び所要の電気工事</li> <li>・佐賀北高校、唐津南高校、佐賀商業高校の体育館：空調設備整備に係る設計</li> </ul>	336,338	教育総務課
60 <主要事項> スワルとアガルプロジェクト事業費	<p>洋式トイレの不足により生じているトイレの混雑を緩和するため、洋式便器1基あたりの女子生徒数が多い学校の普通教室棟トイレについて、重点的に洋式化・乾式化を実施する。</p> <p>【R8年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ改修工事：3校</li> <li>・トイレ改修に係る設計：7校</li> </ul>	349,979	教育総務課

## (巻末資料)令和8年度 主な事業一覧

(単位:千円)

施策体系・主な事業名	事業内容	予算額	課・室名
61 学校給食費負担軽減事業費	給食を実施する公立小学校(義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部含む)の食料費相当額を県が負担する。	2,406,275	保健体育課
62 <主要事項> 学校給食費等支援事業費	物価高騰が続いている中、給食及び舎食の原材料費高騰分に対し支援することで、必要な栄養バランスや質・量の確保された給食等を提供するとともに、保護者の負担軽減を図る。	29,014	保健体育課
63 <主要事項> 高校1年生スタートサポート事業費 (高校、特別支援)	県立高等学校等(特別支援学校高等部を含む。)に入学する生徒の保護者に対し支援金を支給することにより、高校生活のスタートにかかる負担を軽減し、物価高騰の影響を受けている保護者を支援する。	63,300	教育総務課 特別支援教育室
64 修学旅行支援事業費	県立高等学校等(特別支援学校高等部を含む。)で実施される修学旅行に参加した生徒の保護者に対し支援金を支給することにより、物価高騰の影響を受けている保護者の負担軽減を図る。	55,120	学校教育課
65 奨学のための給付金事業費	物価高騰により学用品等に係る負担が増加した高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学給付金を上乗せ給付することにより、保護者の負担軽減を図る。	32,455	教育総務課
66 学校管理運営費(中学、高校)	県立中学校、県立高等学校におけるエネルギー価格高騰に伴う保護者負担電気料の増額分に対して支援を行うことで、保護者の負担軽減を図る。	22,816	教育総務課
67 育英資金貸付金(育英資金特別会計)	経済的理由により修学が困難な高校生に対し育英資金を貸与して、将来有為な人材を育成する。 ・貸与額:基礎額 18,000円、私立学校加算額 12,000円 他 ・新規貸付枠:312人	290,566	教育総務課



## 付第50号議案

公益信託に関する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について

このことについて、別紙のとおり制定する。



# 公益信託に関する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則（案）の概要

教育委員会事務局 教育総務課

## 制定の目的

公益信託に関する法律の施行に伴い、公益信託の引受けの許可等の事務に係る関係規則の規定を整理するもの。

## 制定の内容

- 1 以下の規則において、公益信託に関する規定を削る。
  - (1) 佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則
  - (2) 佐賀県教育委員会事務局組織規則
- 2 以下の規則を廃止する。
  - (1) 佐賀県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則
  - (2) 教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則
- 3 施行期日 令和8年4月1日

公益信託に関する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和8年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 甲斐直美

**佐賀県教育委員会規則第 号**

公益信託に関する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則（案）

（佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部改正）

**第1条** 佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（議決事項）</p> <p><b>第2条</b> 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>教育に関する公益信託の引受けの許可に関すること</u></p> <p>(14) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>（議決事項）</p> <p><b>第2条</b> 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>2～4 略</p>
<p>（佐賀県教育委員会事務局組織規則の一部改正）</p> <p><b>第2条</b> 佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>（課の分掌事務）</p> <p><b>第3条</b> 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>教育委員会の主管に係る公益信託の総合調整に関すること</u></p> <p><u>と。</u></p> <p>(7)～(18) 略</p> <p>教育振興課～保健体育課 略</p>
<p>（課の分掌事務）</p> <p><b>第3条</b> 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>教育委員会の主管に係る公益信託の総合調整に関するこ</u></p> <p><u>と。</u></p> <p>(7)～(18) 略</p> <p>教育振興課～保健体育課 略</p>	<p>（課の分掌事務）</p> <p><b>第3条</b> 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)～(17) 略</p> <p>教育振興課～保健体育課 略</p>

(佐賀県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則及び教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の廃止)

**第3条** 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 佐賀県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和60年佐賀県教育委員会規則第5号）
- (2) 教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年佐賀県教育委員会規則第26号）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



## 付第51号議案

教育委員会事務局専決規程の一部改正について

このことについて、別紙のとおり定める。



## 改正の目的

教育委員会事務局の事務の決裁について必要な事項を定める本規程において、佐賀県教育委員会が主官に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止に伴い、公益信託に関する規定を削除するもの。

## 制定の内容

- 1 課長及び室長の共通専決事項から以下の規定を削る  
公益信託の引受けの許可の除外規定
- 2 教育総務課長の専決事項から以下の規定を削る  
教育委員会の所管に属する公益信託に関すること
- 3 施行期日 令和8年4月1日

佐賀県教育委員会訓令第 号

本 序  
教育事務所

教育委員会事務局専決規程（平成7年佐賀県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(各課長等共通専決事項)</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 課長及び室長は、次に掲げるもの（室長にあっては第10号に掲げるものを除く。）を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 許可（公益信託の引受けの許可を除く。）、認可、免許、登録、認定等及びそれらの取消し並びにそれらの行政処分に関する鎖、停止その他の行政処分に関すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>(教育総務課長専決事項)</p> <p><b>第6条</b> 教育総務課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p><u>(18) 教育委員会の所管に属する公益信託に関すること。</u></p> <p><u>(19)～(31) 略</u></p>	<p>(各課長等共通専決事項)</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 課長及び室長は、次に掲げるもの（室長にあっては第10号に掲げるものを除く。）を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 許可、認可、免許、登録、認定等及びそれらの取消し並びにそれらに係るものの解散、閉鎖、停止その他の行政処分に関すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>(教育総務課長専決事項)</p> <p><b>第6条</b> 教育総務課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p><u>(18)～(30) 略</u></p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

## 付第52号議案

佐賀県教育委員会聴聞規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり定める。



# 佐賀県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則（案）の概要

教育委員会事務局 教育総務課

## 改正の理由

行政手続法及び佐賀県行政手続条例の改正に伴い、引用条項を改めるもの。

## 改正の内容

- 1 第3条第1項中「法第15条第3項後段」を「法第15条第4項後段」に、「条例第15条第3項後段」を「条例第15条第4項後段」に改める。
- 2 施行期日 令和8年5月21日（行政手続法及び佐賀県行政手続条例の改正の施行日）

佐賀県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 甲斐直美

### 佐賀県教育委員会規則第 号

佐賀県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則（案）

佐賀県教育委員会聴聞規則（平成6年佐賀県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(聴聞の期日の変更)</p> <p><b>第3条</b> 法第15条第1項又は条例第15条第1項の通知を受けた者（<u>法第15条第3項後段又は条例第15条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、教育委員会又は法令の規定により教育委員会の権限に属する事務を委任された者（以下「行政庁」という。）に対し、聴聞期日変更申出書（様式第2号）により聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(聴聞の期日の変更)</p> <p><b>第3条</b> 法第15条第1項又は条例第15条第1項の通知を受けた者（<u>法第15条第4項後段又は条例第15条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、教育委員会又は法令の規定により教育委員会の権限に属する事務を委任された者（以下「行政庁」という。）に対し、聴聞期日変更申出書（様式第2号）により聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 略</p>

### 附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

## 付第53号議案

佐賀県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり定める。



# 佐賀県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用 に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

教育委員会事務局 教育総務課

## 改正の理由・内容

- 1 本規則中で引用している条例及び知事部局規則の改正に伴い、本規則の題名を改めるとともに、必要な改正を行うもの。
- 2 施行期日 令和8年4月1日

佐賀県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

佐賀県教育委員会教育長 甲斐直美

### 佐賀県教育委員会規則第 号

佐賀県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年佐賀県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>佐賀県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</p> <p>佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年佐賀県条例第28号）の規定に基づく佐賀県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年佐賀県規則第49号）の規定の例による。</p>	<p>佐賀県教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</p> <p>佐賀県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年佐賀県条例第28号）の規定に基づく佐賀県教育委員会に係る行政手続等における情報通信技術の利用については、知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成16年佐賀県規則第49号）の規定の例による。</p>

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 付第54号議案

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部改正について

このことについて、別紙のとおり定める。



◎令和8年4月1日組織体制（案）

現 行（令和7年4月1日）	改 正（令和8年4月1日）
<b>教育委員会事務局</b>	<b>教育委員会事務局</b>
副教育長 教育危機管理・広報総括監 [Redacted]	副教育長 教育危機管理・広報総括監 <b>政策企画監</b> [Redacted]
(教育DX推進グループ) 推進監 ICT活用教育担当 校務DX推進担当 情報システム・ネットワーク担当 <b>セキュリティ担当</b>	(教育DX推進グループ) 推進監 ICT活用教育担当 校務DX推進担当 情報システム・ネットワーク担当 <b>セキュリティ・端末担当</b>
教育総務課 [Redacted] 総務調整担当 危機管理・広報担当 学校財務担当 学校施設担当	教育総務課 <b>教育企画チーム</b> [Redacted] 総務調整担当 危機管理・広報担当 学校財務担当 学校施設担当
教育振興課 唯一無二の学校づくり担当 グローバル人材育成担当	教育振興課 唯一無二の学校づくり担当 グローバル人材育成担当
特別支援教育室 特別支援教育担当 <b>鳥栖特別支援学校開校準備担当</b>	特別支援教育室 特別支援教育担当 [Redacted]
教職員課 県立学校人事担当 小中学校人事担当 働き方改革推進担当 法規担当 給与制度担当 給与管理担当 健康管理担当 福利担当	教職員課 県立学校人事担当 小中学校人事担当 働き方改革推進担当 法規担当 給与制度担当 給与管理担当 健康管理担当 福利担当
学校教育課 義務教育担当 学力向上推進担当 特別活動担当 高校教育担当 産業教育担当	学校教育課 義務教育担当 学力向上推進担当 特別活動担当 高校教育担当 産業教育担当
生徒支援室 生徒支援担当 安全担当	生徒支援室 生徒支援担当 安全担当
人権・同和对策室	人権・同和对策室
保健体育課 学校体育担当 健康教育担当	保健体育課 学校体育担当 健康教育担当



# 佐賀県教育委員会事務局組織規則及び佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

教育委員会事務局 教育総務課

## 改正の目的

令和8年4月1日付けの教育委員会事務局組織改正に伴い、佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則について、必要な改正を行うもの

## 改正の内容

- 1 教育委員会事務局に政策企画監の職を置くこととした。  
(佐賀県教育委員会事務局組織規則第9条関係)  
(佐賀県教育委員会議決事項に関する規則第2条関係)
- 2 教職員課及び保健体育課の分掌事務を整理することとした。  
(佐賀県教育委員会事務局組織規則第3条関係)
- 3 教育総務課に指導主幹の職を置くこととした。  
(佐賀県教育委員会事務局組織規則第14条関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 施行日 令和8年4月1日（4については公布の日から施行する。）

佐賀県教育委員会事務局組織規則及び佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

**佐賀県教育委員会規則第 号**

佐賀県教育委員会事務局組織規則及び佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部を改正する規則  
(佐賀県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

**第1条** 佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(課の分掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課・教育振興課 略</p> <p>教職員課</p> <p>(1) 教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関する こと。</p> <p><u>(2) 教職員の厚生、福利及び公務災害補償に関すること。</u></p> <p><u>(3) 教職員の服務に関する研修及び人事評価に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p><u>(5) 教育関係職員の保健衛生に関すること。</u></p> <p><u>(6) 教育関係職員健康診断審査委員会に関すること。</u></p> <p>(7) <u>教職員の組織する職員団体に関すること。</u></p> <p>(8) 略</p> <p><u>(9) 市町立学校の学級編制に関すること。</u></p> <p>学校教育課 略</p> <p>保健体育課</p> <p>(1) 略</p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課・教育振興課 略</p> <p>教職員課</p> <p>(1) 教職員の任免、給与、分限、懲戒、<u>服務、人事評価</u>その他の 人事に関すること。</p> <p><u>(2) 市町立学校の学級編制に関すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) 教育職員の働き方改革に関すること。</u></p> <p><u>(5) 教育関係職員の保健衛生に関すること（佐賀県教育関係職員 健康診断審査委員会に関することを含む。）。</u></p> <p><u>(6) 教職員の厚生福利及び公務災害補償に関すること。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>学校教育課 略</p> <p>保健体育課</p> <p>(1) 略</p>

改正前	改正後																		
<p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) <u>SAGA部活の推進に関すること。</u></p> <p><b>第9条 略</b></p> <p>2 事務局に推進監を置くことができる。</p> <p>3 課長は、上司の命を受け、その課務を<u>つかさどり</u>、その職員の服務について指揮監督する。</p> <p><u>4</u> 推進監は、上司の命を受け、教育DXに関する事務を<u>つかさどり</u>、所属の職員の服務について指揮監督する。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><b>第10条 略</b></p> <p>2 室長は、上司の命を受け、その室務を<u>つかさどり</u>、その職員の服務について指揮監督する。</p> <p>3 略</p> <p><b>第14条</b> 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" data-bbox="264 1141 1122 1361"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課又は室</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>指導主幹</td> <td>教育振興課 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務	略			指導主幹	教育振興課 略	略	<p>(2) <u>部活動に関すること。</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p><b>第9条 略</b></p> <p>2 事務局に<u>政策企画監及び推進監</u>を置くことができる。</p> <p>3 課長は、上司の命を受け、その課務を<u>掌理し</u>、その職員の服務について指揮監督する。</p> <p><u>4</u> 政策企画監は、上司の命を受け、事務局の分掌事務に係る<u>政策及び企画の推進等に関する事務を掌理する。</u></p> <p><u>5</u> 推進監は、上司の命を受け、教育DXに関する事務を<u>掌理し</u>、所属の職員の服務について指揮監督する。</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><b>第10条 略</b></p> <p>2 室長は、上司の命を受け、その室務を<u>掌理し</u>、その職員の服務について指揮監督する。</p> <p>3 略</p> <p><b>第14条</b> 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を掌理する。</p> <table border="1" data-bbox="1178 1141 2036 1361"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課又は室</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>指導主幹</td> <td>教育総務課 教育振興課 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務	略			指導主幹	教育総務課 教育振興課 略	略
職	課又は室	職務																	
略																			
指導主幹	教育振興課 略	略																	
職	課又は室	職務																	
略																			
指導主幹	教育総務課 教育振興課 略	略																	

改正前	改正後
<p><b>第17条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所長は、教育長の指揮を受け、その管轄区域内の教育事務をつかさどり、その職員の服務について指揮監督する。</p> <p>4～11 略</p>	<p><b>第17条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所長は、教育長の指揮を受け、その管轄区域内の教育事務を<u>掌理</u>し、その職員の服務について指揮監督する。</p> <p>4～11 略</p>

(佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部改正)

**第2条** 佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(議決事項)</p> <p><b>第2条</b> 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 教育委員会事務局の理事、副教育長、教育危機管理・広報総括監、課長、推進監及び教育事務所長並びに学校（市町立学校を含む。）その他の教育機関の長並びにこれらに相当する職以上の職にある職員の任免に関する事</p> <p>(9)～(14) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(議決事項)</p> <p><b>第2条</b> 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 教育委員会事務局の理事、副教育長、教育危機管理・広報総括監、課長、<u>政策企画監</u>、推進監及び教育事務所長並びに学校（市町立学校を含む。）その他の教育機関の長並びにこれらに相当する職以上の職にある職員の任免に関する事</p> <p>(9)～(14) 略</p> <p>2～4 略</p>

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中佐賀県教育委員会事務局組織規則第9条第3項の改正規定、同条第4項の改正規定（「つかさどり」を「掌理し」に改める部分に限る。）、第10条の改正規定及び第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

# 佐賀県教育委員会事務局組織規則及び佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令（案）の概要

教育委員会事務局 教育総務課

## 改正の目的

佐賀県教育委員会事務局組織規則及び佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴い、関係訓令の規定を整備するもの。

## 改正の内容

- 1 課長の定義に政策企画監を含めることとした。  
(公印規程第1条の2関係、専決規程第2条関係、電子署名規程第2条関係)
- 2 政策企画監専決事項を定めることとした。(専決規程第5条の2関係)
- 3 保健体育課長専決事項を改めることとした。(専決規程第10条関係)
- 4 各課長等共通専決事項を実情に合わせた規定に改めることとした。  
(専決規程第5条関係)
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 施行期日 令和8年4月1日(4については一部を除き公布の日から施行する。)

佐賀県教育委員会訓令甲第 号

本 庁  
教育事務所  
教育機関

佐賀県教育委員会事務局組織規則及び佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和8年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会事務局組織規則及び佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(佐賀県教育委員会公印規程の一部改正)

**第1条** 佐賀県教育委員会公印規程（昭和63年佐賀県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第1条の2</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課長 組織規則第9条第1項に規定する課長及び同条第2項の規定により置かれた推進監並びに組織規則第18条の規定により置かれた課長をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第1条の2</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課長 組織規則第9条第1項に規定する課長並びに同条第2項の規定により置かれた政策企画監及び推進監並びに組織規則第18条の規定により置かれた課長をいう。</p>

(教育委員会事務局専決規程の一部改正)

**第2条** 教育委員会事務局専決規程（平成7年佐賀県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 課長 組織規則第9条第1項に規定する課長及び同条第2項の規定により置かれた推進監（以下「推進監」という。）並びに組織規則第18条の規定により置かれた課長をいう。</p> <p>(6)～(12) 略 （各課長等共通専決事項）</p> <p><b>第5条</b> 課長、室長及び教育事務所長は、次に掲げるもの（室長にあっては第8号に掲げるものを除く。）を専決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 所属の職員の旅行（自らの外国旅行を除く。）又は時間外勤務を命令すること。</p> <p>(5) 所属の職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</p> <p>(6) 所属の職員の週休日の振替並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 課長 組織規則第9条第1項に規定する課長並びに同条第2項の規定により置かれた政策企画監（以下「政策企画監」という。）及び推進監（以下「推進監」という。）並びに組織規則第18条の規定により置かれた課長をいう。</p> <p>(6)～(12) 略 （各課長等共通専決事項）</p> <p><b>第5条</b> 課長、室長及び教育事務所長は、次に掲げるもの（室長にあっては第10号に掲げるものを除く。）を専決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 自己及び所属の職員の旅行命令（外国旅行に係るものを除く。）並びに所属の職員の時間外勤務の命令に関すること。</p> <p>(5) 所属の職員の外国旅行に係る旅行命令に関すること。</p> <p>(6) 自己及び所属の職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、フェムケア休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び10日を超えない範囲の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</p> <p>(7) 自己及び所属の職員の週休日の振替及び休日の代休日の指定に関すること。</p> <p>(8) 所属の職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること。</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>2 略</p>

改正前	改正後
<p>(推進監専決事項)</p> <p><b>第5条の2</b> 略</p> <p>(保健体育課長専決事項)</p> <p><b>第10条</b> 保健体育課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>SAGA部活の推進</u>に関すること。</p>	<p>(政策企画監専決事項)</p> <p><b>第5条の2</b> <u>政策企画監は、事務局の分掌事務に係る政策及び企画の推進等に関する事務のうち、教育長が定めるものを専決することができる。</u></p> <p>(推進監専決事項)</p> <p><b>第5条の3</b> 略</p> <p>(保健体育課長専決事項)</p> <p><b>第10条</b> 保健体育課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>部活動</u>に関すること。</p>

(佐賀県教育委員会電子署名規程の一部改正)

**第3条** 佐賀県教育委員会電子署名規程（平成14年佐賀県教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）第9条第1項に規定する課長及び同条第2項の規定により置かれた推進監並びに組織規則第18条の規定により置かれた課長をいう。</p> <p>(2)～(12) 略</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）第9条第1項に規定する課長並びに同条第2項の規定により置かれた<u>政策企画監及び推進監</u>並びに組織規則第18条の規定により置かれた課長をいう。</p> <p>(2)～(12) 略</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条中教育委員会事務局専決規程第5条の改正規定（「生理休暇」を「フェムケア休暇」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

## 付第55号議案

佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり定める。



# 佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部改正（案）の概要

教育委員会事務局 教育総務課

## 改正の理由・内容

- 1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（2月議会で提案中）の改正に伴い、所長の専決事務と規定している生理休暇の名称をフエムケア休暇に改正するもの。
- 2 所長が専決できる職員の病気休暇の日数について、必要な見直しを行うもの。
- 3 施行期日 令和8年4月1日（2については公布の日）

佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

**佐賀県教育委員会規則第 号**

佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則 (案)

佐賀県教育センターの管理に関する規則 (昭和54年佐賀県教育委員会規則第5号) の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第 8 条の 2</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、<u>生理休暇</u>、<u>産前産後通院休暇</u>、<u>妊娠通勤緩和休暇</u>、<u>妊娠障害休暇</u>、<u>出産補助休暇</u>、<u>配偶者出産時育児休暇</u>、<u>育児休暇</u>、<u>子育て部分休暇</u>、<u>特別休暇</u> (裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出席する場合を除く。)、<u>介護部分休暇及び引き続き10日以内の病欠休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号) 第19条第1項の規定に基づき部分休業の願の処理</u>に関すること。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第 8 条の 2</b> 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、<u>フェムケア休暇</u>、<u>産前産後通院休暇</u>、<u>妊娠通勤緩和休暇</u>、<u>妊娠障害休暇</u>、<u>出産補助休暇</u>、<u>配偶者出産時育児休暇</u>、<u>育児休暇</u>、<u>子育て部分休暇</u>、<u>特別休暇</u> (裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出席する場合を除く。)、<u>介護部分休暇及び10日を超えない範囲の病欠休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号) 第19条第1項の規定に基づき部分休業の願の処理</u>に関すること。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の 2 第 1 項第 3 号の改正規定 (「引き続き10日以内の」を「10日を超えない範囲の」に改める部分に限る。) は、公布の日から施行する。

## 付第56号議案

教育職員免許状に関する規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり制定する。



# 教育職員免許状に関する規則を一部改正する規則（案）の概要

教育委員会事務局 教職員課

## 改正の目的

教育職員の免許状に関し必要な事項を定める本規則において、様式に必要なない記載事項等があることから、様式の改正及び削除を行うもの。

## 参考（主な改正内容）

- 1 様式の改正
  - ・ 様式第3号（履歴書）：小学校入学から ⇒ 高等学校入学から に修正
  - ・ 様式第4号（人物に関する証明書）：「長所・短所」の欄を削除
  - ・ 様式第13号（教育職員免許状再交付願）：「紛失した理由」及び「再交付を必要とする理由」の欄を追加し、「授与権者」の欄を削除
  - ・ 様式第14号（教育職員免許状授与証明願）：「授与権者」の欄を削除
- 2 様式の削除
  - ・ 様式第13号の2（教育職員免許状紛失届）
- 3 施行期日 公布の日

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

**佐賀県教育委員会規則 第 号**

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 (案)

教育職員免許状に関する規則 (平成 2 年佐賀県教育委員会規則第 12 号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(免許状の書換え又は再交付の出願)		(免許状の書換え又は再交付の出願)	
<b>第 13 条 略</b>		<b>第 13 条 略</b>	
2	前項第 2 号の場合において、 <u>免許状の紛失を理由とするときにあっては、紛失届 (様式第 13 号の 2) を、免許状の汚損又は破損を理由とするときにあっては、当該免許状を添付しなければならない。</u>	2	前項第 2 号の場合において、 <u>免許状の汚損又は破損を理由とするときにあっては、当該免許状を添付しなければならない。</u>

様式第 3 号中

「小学校入学から記載し、学校の名称欄には学校名を略することなく記入し、卒業・修了の別も記入してください。また、大学・高専・実業高校にあっては、学部・学科・専攻科の名称を併記してください。」

を

「高等学校入学から記入し、学校卒業・修了の別も記入してください。については、文部科学大臣におを有すると認められたことを記校にあっては、学部・学科・専

の名称欄には学校名を略することなく記入し、さい。ただし、高等学校を卒業していない者いて高等学校を卒業した者と同等以上の資格入してください。また、大学・高専・実業高攻科の名称を併記してください。」

に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																		
<p>様式第4号（第4条、第5条、第8条、第10条、第11条関係）</p> <table border="1" data-bbox="300 1120 469 2049"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>責</td> <td>任 感</td> </tr> <tr> <td>長 所 ・ 短 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 略</td> </tr> </table>	略		責	任 感	長 所 ・ 短 所		略		備考 略		<p>様式第4号（第4条、第5条、第8条、第10条、第11条関係）</p> <table border="1" data-bbox="300 190 469 1120"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>責</td> <td>任 感</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 略</td> </tr> </table>	略		責	任 感	略		備考 略	
略																			
責	任 感																		
長 所 ・ 短 所																			
略																			
備考 略																			
略																			
責	任 感																		
略																			
備考 略																			

様式第13号を次のように改める。

様式第 13 号 (第 13 条関係)

※	※																								
教育職員免許状再交付願																									
年 月 日																									
佐賀県教育委員会 様																									
氏 名																									
<p>私は、下記のとおり教育職員免許状を紛失（破損・汚損）したため、再交付して下さるようお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 本籍、現住所、勤務先等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">本 籍</td> <td style="width: 35%;">都・道・府・県</td> <td style="width: 15%;">勤 務 先</td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 100px; vertical-align: middle;">現住所</td> <td style="vertical-align: middle;">(電話)</td> <td style="vertical-align: top;">                 ふりがな 氏 名                  ふりがな (旧 姓)                  ふりがな (通称名)             </td> <td style="vertical-align: bottom; text-align: right;">年 月 日生</td> </tr> </table> <p>2 紛失（破損・汚損）した免許状</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">免許状の種類</th> <th style="width: 25%;">教科、事項及び領域名</th> <th style="width: 25%;">番 号</th> <th style="width: 25%;">授与年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">第 号</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">第 号</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">第 号</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 紛失（破損・汚損）した理由</p> <p>4 再交付を必要とする理由</p>		本 籍	都・道・府・県	勤 務 先		現住所	(電話)	ふりがな 氏 名 ふりがな (旧 姓) ふりがな (通称名)	年 月 日生	免許状の種類	教科、事項及び領域名	番 号	授与年月日			第 号				第 号				第 号	
本 籍	都・道・府・県	勤 務 先																							
現住所	(電話)	ふりがな 氏 名 ふりがな (旧 姓) ふりがな (通称名)	年 月 日生																						
免許状の種類	教科、事項及び領域名	番 号	授与年月日																						
		第 号																							
		第 号																							
		第 号																							
佐賀県収入証紙貼付欄	<p>備考</p> <p>1 ※印の欄は、記入しないでください。</p> <p>2 手数料は、佐賀県収入証紙で納入してください。</p> <p>3 旧姓及び通称名は、免許状に記載がある場合にのみ記入してください。</p>																								

様式第13号の2を削る。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
<b>様式第14号</b> (第14条関係) 略		<b>様式第14号</b> (第14条関係) 略	
免許状の 種類	教科、事項 又は領域	番 号	授与年月日
		第 号	授与権者
		第 号	
		第 号	
注 略		注 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の教育職員免許状に関する規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。



## 付第57号議案

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（案）について

このことについて、別紙のとおり改正する。



# 佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する 会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則 (案)の概要

教育委員会 教職員課

## 改正の目的

令和7年10月14日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、職員の通勤手当について改正が行われたことを踏まえ、会計年度任用職員の費用弁償等に関し必要な事項を定める本規則において、会計年度任用職員についても同趣旨の改正を行うもの。

## 改正の内容

- 1 第1号会計年度任用職員のうち講師に支給する費用弁償（通勤手当）の支給上限額の引上げ（第3条関係）
- 2 施行日 令和8年4月1日

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

**佐賀県教育委員会規則第 号**

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則 (案)

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則 (令和2年佐賀県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(非常勤講師の通勤に係る費用弁償)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 前項の第1号会計年度任用職員に支給する通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を1日当たりの費用弁償の額とし、その額に現に勤務した日数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる第1号会計年度任用職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離を考慮して、<u>1,919円</u>の範囲内において教育長が定める額</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(非常勤講師の通勤に係る費用弁償)</p> <p><b>第3条 略</b></p> <p>2 前項の第1号会計年度任用職員に支給する通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を1日当たりの費用弁償の額とし、その額に現に勤務した日数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる第1号会計年度任用職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離を考慮して、<u>2,476円</u>の範囲内において教育長が定める額</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 付第58号議案

### 市町立学校学級編制基準（案）について

このことについて、別紙のとおり定める。



## 市町立学校学級編制基準（案）

佐賀県教育委員会

令和 3 年改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 3 3 年法律第 1 1 6 号。以下「新標準法」という。）第 3 条第 2 項に基づき、市町立学校の学級編制の基準を定め、令和 8 年度学級編制から適用する。

### 【学級編制の基準】

市町立学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次のとおりとする。

学校の種類	学級編制の区分	1 学級の児童 又は生徒の数
小 学 校 (義務教育学校 前期課程を含む)	同学年の児童で編制する学級	3 5 人
	2 の学年の児童で編制する学級	1 6 人（第 1 学年の児童を含む学級にあたっては、8 人）
	学校教育法第 8 1 条第 2 項及び第 3 項に規定する特別支援学級	8 人
中 学 校 (義務教育学校 後期課程を含む)	同学年の生徒で編制する学級	3 5 人（第 1 学年及び第 2 学年）
		4 0 人（第 3 学年）
	2 の学年の生徒で編制する学級	8 人
	学校教育法第 8 1 条第 2 項及び第 3 項に規定する特別支援学級	8 人



## 付第59号議案

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を  
改正する規則（案）について

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおりとする。



# 佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

## 改正の理由

学校教育課 高校教育担当

県立学校における管理運営の基本的事項を定める本規則について、生徒が他の高等学校及び同一の高等学校に置かれている課程間の併修（学校間連携等）において科目の単位を修得したときに、全課程の修了に必要な単位数に加えることができるよう等に、必要な規定を設けるもの。

## 改正の概要

- 1 学校間連携等に係る規定の追加（改正後の第31条関係）
- 2 1に伴い不要になった規定の削除（改正前の第25条関係及び改正後の第32条関係）
- 3 高等学校卒業程度認定試験の合格科目を単位認定対象に追加（改正後の第28条関係）
- 4 施行日 令和8年4月1日

佐賀県教育委員会規則第 号

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則（案）

佐賀県立学校の管理に関する規則（平成23年佐賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（一部履修）</u></p> <p><b>第25条</b> 定時制の課程又は通信制の課程の生徒で他の高等学校の通信制の課程又は定時制の課程の科目の履修（以下「一部履修」という。）を希望するものは、<u>在学する高等学校の校長にその旨を願い出ることができる。</u></p> <p>2 校長は、前項の規定による願い出があつた場合において、<u>教育上有益と認めるときは、一部履修を希望する高等学校の校長にその旨を通知するものとする。</u></p> <p>3 前項の規定による通知を受けた当該高等学校の校長は、<u>教育上支障がなく、かつ、一部履修の事由を適当と認めたとときは、一部履修を許可することができる。</u></p> <p><b>第26条</b>～<b>第28条</b> 略 （単位の授与）</p> <p><b>第29条</b> 略</p> <p>2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><b>第30条</b>・<b>第31条</b> 略</p>	<p><b>第25条</b>～<b>第27条</b> 略 （単位の授与）</p> <p><b>第28条</b> 略</p> <p>2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校又は特別支援学校の高等部における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修</u></p> <p><b>第29条</b>・<b>第30条</b> 略 （学校間連携等）</p>

改正前	改正後
	<p><b>第31条</b> <u>高等学校の校長は、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、教育上有益と認めるときに限り、当該修得した単位数を当該高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数（以下この条において「必要単位数」という。）のうちに加えることができる（第3項及び第4項の規定により必要単位数のうちに加えられたものを除く。）。</u></p> <p>2 <u>生徒が高等学校の校長の定めるところにより当該高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互間において修得した一部の科目又は総合的な探究の時間の単位については、前項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>通信制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の通信制の課程の生徒が、当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を必要単位数のうちに加えることができる。</u></p> <p>4 <u>定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程の生徒が、当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間を修得したときは、当該修得した単位数を必要単位数のうちに加えることができる。</u></p> <p>5 <u>第1項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、同項中「高等学校の校長」とあるのは「特別支援学校の校長」と、「他の高等学校」とあるのは「他の特別支援学校の高等部又は高等学校」と、「当該高等学校」とあるのは「当該特別支援学校」と読み替えるものとする。</u> (卒業の認定)</p>

(卒業の認定)

改正前	改正後
<p><b>第32条 略</b> 2 略</p> <p>3 通信制の課程を置く高等学校の校長は、第1項の規定による卒業の認定（以下「卒業の認定」という。）を行う場合において、当該通信制の課程の生徒が、当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該高等学校の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>4 定時制の課程を置く高等学校の校長は、卒業の認定を行う場合において、当該定時制の課程の生徒が、当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該高等学校の卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p><u>5・6</u> 略 （除籍）</p> <p><b>第34条</b> 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒を除籍するものとする。 (1)・(2) 略 (3) <u>第26条第3項ただし書に規定する期間を超えてなお復学することできない生徒</u> (4) 略</p> <p>2 略</p>	<p><b>第32条 略</b> 2 略</p> <p><u>3・4</u> 略 （除籍）</p> <p><b>第34条</b> 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒を除籍するものとする。 (1)・(2) 略 (3) <u>第25条第3項ただし書に規定する期間を超えてなお復学することできない生徒</u> (4) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

# 令和8年3月定例教育委員会資料

(令和8年3月27日)

## 報告事項

【公開】

佐賀県教育委員会



## 令和8年2月定例県議会における主な質問事項について

会期：令和8年2月13日（金） ～ 3月16日（月） <32日間>

### 【教育委員会関係】

(代表質問)

- 1 教育行政について
- 2 教員がやりがいを持てる学校環境について

(一般質問)

- 1 高校生の進学に向けた支援について
- 2 教育問題について
- 3 SNS上のいじめ動画拡散について
- 4 令和8年度に施行される改正道路交通法等の周知と対応について
- 5 高校教育改革について
- 6 「想い・記憶を未来へつなぐ」ことについて
- 7 教職員の人材確保への取組について
- 8 SCHOOL\*COOLプロジェクトについて
- 9 いじめ問題等への対応について

(文教厚生常任委員会)

- 1 いじめについて
- 2 不登校について
- 3 司書県さが推進事業について
- 4 未来につながる高校教育について



第80回国民スポーツ大会冬季大会の結果について

- 期 間 令和8年2月14日（土）～令和8年2月17日（火）
- 会 場 大鱈温泉スキー場（青森県大鱈町）
- 競技名 スキー（ジャイアントスラローム）
- 出場者

種別	氏名	所属名（学年）	順位	タイム
少年男子	古賀 禎一	敬徳高等学校3年	DNF	
	江上 瑛陸	佐賀市立城北中学校3年	133位	1:41.37

参加者 177名

DNS (DID NOT START) 2名  
DNF (DID NOT FINISH) 38名  
DSQ (DISQUALIFIED) 3名

種別	氏名	所属名	順位	タイム
少年女子	栗原 ひまり	鹿島高等学校2年	86位	1:20.58

参加者 115名

DNS (DID NOT START) 4名  
DNF (DID NOT FINISH) 16名  
DSQ (DISQUALIFIED) 0名

